

「低入札調査基準価格等の見直し」について

契約課から発注する建設工事において、低入札調査基準価格等に関する一部見直しを行います。

1 【低入札調査基準価格の設定方法】の見直し

低入札調査基準価格を下記の計算式を用いて設定します。

※低入札調査基準価格の設定方法※

【範囲】

予定価格の下限(上限)値

7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.95
- ・ 共通仮設費 × 0.90
- ・ 現場管理費 × 0.80
- ・ 一般管理費等 × 0.55

※計算式より算出した額が上記の【範囲】を下回った(上回った)場合には、下限(上限)値で設定。

2 【数値的判断基準】の見直し

低入札価格調査時の数値的判断基準を一部改正します。

※詳細は別紙をご参照ください。

改正前

- ・ 予定価格の70%～90%
- ・ 設計数量を満足している
- ・ 仕様に適合した品質・規格である
- ・ 適正な処理費用を計上している
- ・ 直接工事費は設計金額の75%以上
- ・ 各工種金額(中項目等主要項目)は
設計金額の50%以上
※土木等一般工事のみ
- ・ 共通仮設費積上分は設計金額の75%以上
- ・ 共通仮設费率計上分は設計金額の50%以上
- ・ 現場管理費及び一般管理費等は必要な経費を計上している

改正後

- ・ 予定価格の70%～90%
- ・ 設計数量を満足している
- ・ 仕様に適合した品質・規格である
- ・ 適正な処理費用を計上している
- ・ 直接工事費は設計金額の75%以上
- ・ 各工種金額(中項目等主要項目)は
設計金額の50%以上
※土木等一般工事のみ
- ・ 共通仮設費積上分は設計金額の75%以上
- ・ 共通仮設费率計上分は設計金額の50%以上
- ・ 現場管理費と一般管理費等の合計額が
設計金額の55%以上

3. 【実施時期】

平成 26 年 7 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

低入札価格調査時における数値的判断基準

明石市公共工事低入札価格調査実施要領第9条第1項で定めている「数値的判断基準」は、次のとおりである。

1 工事費内訳書の調査基準

- (1) 数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。
- (2) 材料、製品は、設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (3) 建設廃棄物は、適正な処理費用を計上していること。
- (4) 直接工事費は、設計金額の75%以上であること。
- (5) 土木一式工事にあつては、各工種金額（中項目等主要項目）は設計金額の50%以上であること。
- (6) 共通仮設費積上分（指定仮設分）は、設計金額の75%以上であること。
- (7) 共通仮設费率計上分（準備費・安全費等）は、設計金額の50%以上であること。
- (8) **現場管理費と一般管理費等の合計額が設計金額の55%以上であること。**

※(4)～(8)については、土木一式工事に適用する。

※(4)、(6)～(8)については、建築一式工事に適用する。

2 「数値的判断基準」の調査結果

最低価格入札者から提出された工事費内訳書について、上記1の調査基準を満たすか否かを審査し、基準を全て満たす場合は「数値的判断基準」を満たしているとして「適」の調査結果とする。

ただし、1項目でも基準を満たしていない場合は「不適」の調査結果とする。

※上記の基準は、平成26年7月1日以後に公告（通知）する案件から適用する。